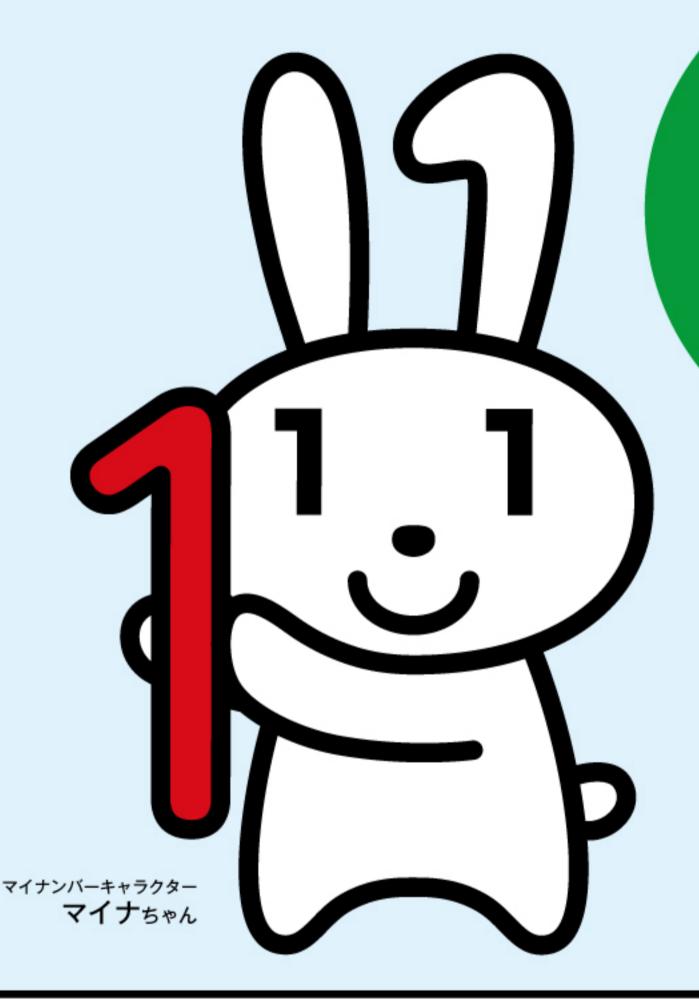
あなたにも、マイナンバー。 はじまります。



平成27年 10月から マイナンバーを 一人ひとりに お届けします!

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
- ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民問わず自由に使用できます。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

うつのメリッ・

行政の効率化手続きが正確で早くなる

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が 削減され、手続きがスムーズになります。

国民の利便性の向上 面倒な手続きが 簡単に

申請時に必要な課税証明書といった 資料の添付を省略できるようになります。 公平・公正な社会の実現 給付金などの 不正受給の防止

行政機関が国民の所得状況などを把握 しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは

0570-20-0178

マイナンバー



マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

